発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　攻　藤

組織づくりに全力を

第一三回九州炭労臨時大会

第十三回九州炭労臨時大会は十月十七日から三日間福岡市記念会館でひらかれた。大会では、西動家の首切りに端を発した日鉄二瀬の組織闘争をどう闘うか、中央闘争の自己批判、一九五八・九年度西動方針として、中小炭鉱の闘争方針、警職法改悪など一連の反動政策や、不況のしわよせとして加えられる企業合理化の攻撃をどう反撃していくかなどが討議された。また警職法改悪反対闘争の九州炭労としてのスト権集約をおこなった結果、九十六票の投票中反対なく満票でスト権を確立した。

二瀬闘争　あく迄実力反撃を

一般経過報告のなかで、日鉄二瀬の組織闘争報告がおこなわれ、組合西動家の首切りに端を発した闘いを、柔軟実力行使で首切り処分をはね返す態勢の確立をはかつていたが、二瀬支部の複雑な内部事情から、実力行使はおこなわず法廷闘争に戦術変更しなければ闘えないという意見がつよく、闘争態勢確立が困難な事態にあることがあきらかになつた。

九月十六日にひらかれた九炭労地方委員会では、闘争態勢をかため柔軟闘争で闘つていく方針をきめ、さらに対策委員会をもうけ具体的な対策にあたるとともに、必要な時期を判断してオルグ投入を決定し、九月二十日に現地に対策委員会を設置して、最後通告の発動時から突入する二瀬支部の柔軟実力行使を再確認、当面二瀬支部独自の教宣活動で闘う態勢づくりにつとめることを決定していた。

一方九月二十五日からひらかれた炭労大会でも、二瀬闘争にたいする支援をきめ、炭労全体闘争としての基礎をつくつていた。

炭労大会終了後、二瀬支部では十月六日大会報告のため本部闘争委員会をひらいたが、中央支部から戦術変更の緊急動議が提出されたその内容は九月末ごろから職場で法廷闘争に戦術変更をしてもらいたいという署名や決議、要望などのうごきがでてきた。支部執行部としては説得につとめてきたがいれられず、このような下部の実態では戦術変更をせざるをえない、というものであつた。

この動議を各支部ごとにわかれて検討した結果、高雄一坑支部、潤野支部は中央支部の動議提案どおり、法廷闘争に戦術変更することにまとまり、首切り該当支部である高雄二坑支部だけが柔軟実力闘争で闘うということであつた。

このように四支部のうち、三支部までが戦術変更の意志をもつている実情を考え、戦術変更をして法廷闘争を採用するよう指令することになつた。

このように戦術変更しなければならない理由としては

(1)二瀬のヤマは岩きゆう山でありその面から長期闘争になることをきらう傾向がつよく、その点をついた会社の宣伝が浸透していること。

(2)炭労全体の闘いになると、炭労は無理な闘いをおしつけるのではないかという不安感が会社の宣伝も手伝つて、かなりつよまつていること。

(3)二十八年におこつた首切り闘争にからんだ個人感情が支障になつていること。

(4)処分該当者の行動にたいして、若干の批判的な声があること。

などがあげられているが、法廷闘争に戦術変更することは実質上、闘争を放棄することでもあり、九州炭労はただちに中央炭労と連絡をとり、野口副委員長等を現地にむかえ対策を検討し、二瀬支部全体が統一して実力で闘う体制をかためることを各級機関に訴え、二瀬内部の複雑な実情もあるので二瀬独自で態勢づくりをはかるよう要請をおこなつた。

その要請にもとずいて、現在二瀬としては闘う態勢づくりをおこなつているが、大会ではこの二瀬闘争をただ二瀬だけの闘いとしてとらえず、二瀬の実情がゆるせばオルグ派遣など、直接的な支援をおこなうことはもちろんであるが、それぞれの支部は敵の攻撃が加えられてから闘う態勢をつくるのではなく、二瀬の闘いから日常不断の組織づくりが必要であることを教訓として学び、ただちに組織点検にかかることを意志統一した。

殉職保安調査員　炭労葬で

十月二日木城炭鉱（福岡県山田市上山田、組合員四〇〇名）でガス爆発がおこり七名の重軽傷がでたこれにたいして十月六日現地に飯山炭地共保安調査団を組織し、災害について検討をおこない、現場調査のため五名が入坑し、災害個所その他の諸調査をおわり弁坑中に落盤によつて、通行中の筑紫労組奥生産部長がその下敷きとなつた。ただちに救出し坑外の搬出途上、ついに死去するという事故がおこつた。

これは炭労の保安闘争の任務遂行途上の事故であり、炭労葬をもつてその霊を弔らべきであり、十月十日山田市労働会館で炭労葬をおこなつた報告がなされた。

なお、この炭労葬には三池労組からは平塩法政部長が、みいけん赤旗をもつて参列した。

中興闘争自己批判

中興闘争の自己批判は執行部の原案を大会でその大綱を検討、小委員会に付託して、

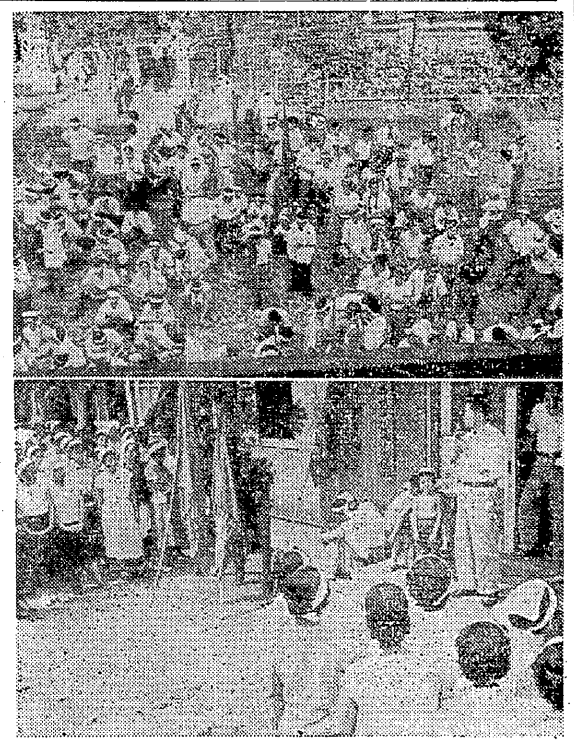

【写真】上＝闘う二瀬の仲間たち
下＝情宣をきくヤマの主婦

くいあらされた魚の骨のような恰好でもちこまれた闘いにたいする基本的な態度、指導方針に誤りがあつたことを自己批判した。

それは、中島鉱業時代から長い無権利状態におかれていた組合員はこの闘いを期して立ち上るだろうまた二十九名の犠牲者にたいし人道的にも闘わねばならないし、また社会的にも注目をあつめている事件をめぐる闘いで、世論の支持をうけるだろうなど甘い情勢判断にたち、炭労の力量を過信し大衆闘争の本質をわすれた闘いであつたこと。

保安闘争にはじまり企業整備反対闘争から組織防衛闘争に発展した闘いだが、一歩後退二歩前進の立場にたつて中興支部の力量に応じて企業整備反対闘争に終止符をうち、教宣活動のなかで長期にわたる地道な組織づくりをすべきであつたことなどを中心とする自己批判をおこない執行部原案を補足修正し中興闘争の尊い経験から教訓をくみとり、これからの闘いにそなえることにした。

大手中小の連繋強化

炭労の行動方針にもとずく、九州炭労の一九五八、九年度活動方針は、系統的な調査活動を通じてそれぞれの支部の欠陥を克服し、学習活動や支部、職場の交流によつて組織を強化することを骨子とした執行部原案を確認し、あわせて当面緊急を要する警職法など一連の反動攻勢、不況のしわよせを労働者におしつけようとする企業合理化の攻撃を反撃するための組織づくりと闘う態勢確立の実行動をおこさねばならないことをあきらかにした。

きわめて困難な中小炭鉱の闘いをどうすすめるかが問題になつたが中小炭鉱の闘いは根本的には独占資本政策との闘いをぬきにしては解決できないことをあきらかにすると同時に、大手の労働者には鉱区独占に安住する根ずよい企業意識があることを自覚し、生産の主導権をにぎる方向で経営方針を監視し、企業内における労働組合の発言や実力をたかめるため、幹部組合員の理論武装と実践行動が必要であり、あわせて炭鉱社会化にたいする革新政党の具体的な政策を確立するよう要請する必要があることをあきらかにした。

警職法改悪スト権を確立

中央炭労の指令によつて警職法改悪反対の闘争をおこすことを確認し、九州炭労としてのスト権集約をおこなつた結果九十六票の投票中反対なく満票でスト権を確立した。

丸岡委員長東ドイツへ

東ドイツ労働組合評議会から炭労にたいして三名の招待があり、九州一名、北海道一名、執行部一名を派遣することになり、執行部代表として九州炭労丸岡委員長を団長として派遣することを決定した

進前　警職法改訂になぜ反対するか

◈大衆闘争ができなくなる

ちようど五年すぎたが、組合員・家族の一人々々が心の底から怒りに燃えて立ち上つた「英雄なき一一三日闘争」で、われわれは「大衆闘争」が何であるかをしつたが、あれからみんなが鉢巻をしめスクラムを組み「職場闘争」をはじめるに至つたわけである。

もちろん、神武景気のさ中ではあつたが、ここ西三年の成果は、このような大衆闘争方式の推進によるところが大きかつた。

ところが、昨春の「新潟国労スト」以来の労組弾圧でわかるように、敵は大衆闘争方式の禁圧に主力をかけてきている。

だからその仕上げが、警職法改正であることは見易い道理である

◈戦争への道につながる

いつの時代も、民衆は戦争には反対であり、常に時の権力者が「戦争」を強制してきた。

それは民衆のささやかな夢のなかには、外国侵略や血なまぐさい戦争などが全然存在しないからだ

いまも、岸政権は、中・ソ両国には極端に冷たく、アメリカには万事迎合していることは世界的事実である。

アメリカが武力行使する場合、日本がどんな役割をもつか？が、いまや日・米間、いな世界平和にとつて重大なことになつている。

われわれは、民衆の言論と行動を封殺する「戦争への道」に必死で反対せざるを得ない。

◈警察官はピストルをもつている

武器を持つ警察官が、誰よりも慎重に行過ぎのないように行動しなければならないことは当然だ。

だから、警察官職務執行法は、ほんらい警察官自身の「自戒」のためのものであるはずだが、こんどの改悪は、デモやスクラムや座り込みや中央委員会などに対する介入が、一人の警察官の「判断」で自由自在だ、という暴力的な法案なのである。

しかも、警察の大目付といわれる公安委員会は、富士製鉄社長の永野重雄、吉田ワンマンの親友で元日経新聞社長の小汀利得、旧貴族院で内相や厚相をつとめた官僚の安井英二、弁護士で旭ガラス監査役の高野弦雄、総同盟の古いボスである金正米吉らの五氏であつて、どう考えても労働運動に敵意以外の何ものも期待できぬ面面がほとんどである。

ピストルは権力のシンボルであり、民衆を守ることよりも「治安維持」に利用されてきた天下周知の歴史がある。

◈だからみんな反対している

破防法（昭二七・七）当時、われわれは政治ストの是非で論議したが、いま、全日本の労組・文化団体・学者がこぞつて反対しているし、全労も中立も総評と一緒に共闘会議をもち、ストライキを決行する態勢にある。

弾圧されようとしている民主主義は、いつの間にか、これほどに強化されたし、緊急態勢がさらに確立されつつあるわけである。

民主主義の火を消すまい

松川事件　公判資金カンパを

ちかく松川事件のさいごの裁判が最高裁でひらかれようとしている。ながい年月を、真実が勝利することを信じてきた無実の同志をころさないためにも、日本の民主主義をまもるためにも大切な裁判である。この裁判に必要な六〇〇万円の費用をあつめるためいま全国的な資金カンパがおこなわれているが、三池労組としても民主主義を守るため資金カンパを成功させなければならない。

最終公判にあたつて訴える

被告団　加藤　謙三

松川事件がおきて私たちが不当に逮捕されてからあと何日で満九年を迎えようとしております。

私たちの仲間六名は九年間一坪たらずの独房で、厳寒の冬をおくり、猛暑の夏を迎えるたびに、なぜ無実の私たちがこんなに苦しい思いをしなくてはならないのだろう。あれほど公判で明らかにされた無実の証拠がどうして認められないのだろう。本当に無実の私たちがこのような裁判で有罪にされ死刑にされたら…それが許されるなら、民主主義も、人権もみんなこの日本から消えてしまう。どうしても無実を勝ちとらなくては……と必死の思いで闘いをつづけてまいりました。

一、二審の不当判決、死刑囚となりあわせの独房、数十回にわたる保釈請求の却下、病気、そしてだれよりも無罪を信じ晴れて手をとりあえる日を待ちながら悲しい思いをのこして死んでいつた父母、祖母、私たちはその悲しみや苦しみにぶつかるたびに、権力の非道にこぶしをふり抗議しながら闘いつづけてきました。

だがどんなに苦しくとも私たちは無実であり…私たちには真実があるんだ、とそれがなによりも強い私たちの心の支柱でした。

第一審の判決があつた一九五〇年十二月は朝鮮戦争の最中であり第二審判決の一九五三年十二月は自治警察が廃止され国家警察への統合が行なわれ警察国家への地固めが進められており、そうして現在核武装による戦争態勢の強化、勤務評定による真実を求める教育の破壊など岸政府の強いファッショ的反動政策のなかで十一月五日より二十六日まで最高裁判所において最後の審理を迎えようとしております。

私たちは一・二審の苦しい経験からどうしてもこのような条件をうちやぶるためには、一人でも多くの真実と平和を愛する国民の皆さんの心からの理解とご援助によつて「無実の者を誤つた裁判で殺すな」という強大な国民的な世論をつくりあげていただく以外に無罪の判決を勝ちとる道はないと信じています。

転覆現場のレールが十三米もなぜ飛んでいるのか、佐藤一被告のアリバイを立証する郵貯課長のメモなどなど、検事や権力によつて隠されている証拠を土台にし事実をもう一度徹底的に取調べ無罪の判決をするよう要求します。

無実であつても、真実は必ず勝つ、といつても、有罪の判決が確定し、四名の仲間が殺されてしまつたら松川の闘いは負けです。民主々義も人権も全く絵にかいた餅になつてしまい、どんな人権無視も弾圧も平然と許されるようになつてしまいます。

私たちは一層団結を固め無罪を勝ちとるために頑張ります。

次の事項につき皆さんのご協力をお願い致します。

1、「事実を取調べ、無実の者を殺さない裁判」をするようみなさんの要請を最高裁に送つてください。

2、松川事件の真実を職場や地域や家庭で話し合い、多くの人々に伝えてください。

3、最高裁の公判を闘うために最低どうしても六〇〇万円の公判費用が必要です。最終公判を勝ちとるため、公判資金カンパと無罪判決要請署名にご協力ください。（加藤氏は二審判決懲役十年）